

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和四年一月十六日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和三年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和四年一月六日（ただし、年齢については同

年一月十六日）

二 登録を行う日

令和四年一月六日